

学校教育と著作権 2/2

美作大学 SD研修（オンライン版）



なんぴとたりとも
俺様の著作物は
使わせないのじゃ！

著

イラスト

小説

イラスト

写真

プログラム

踊り

著作者

許諾して
くれないねー。

利用者

あの著作物
使いたいねー。

利用者



なんぴとたりとも
俺様の著作物は
使わせないのじゃ！

著

イラスト

小説

イラスト

写真

プログラム

踊り

著作者

動画1は
こちらの立場の話

許諾して
くれないねー。

利用者

あの著作物
使いたいねー。

利用者

動画2は
こちらの立場の話



あれ？
俺様の著作物が
使われてる!?



使えるぞ
使えるぞ。

使おう
使おう。



著作物が（ある程度）自由に利用できる例

- 著作者がなく、パブリックドメイン化した著作物
- 著作者が許諾した場合（著作者に許諾をもらった場合）
- 著作者が許諾した場合（クリエイティブコモンズetc.）
- 著作権法の権利制限規定（第30条～第47条）



（ある程度）というのは、著作者が認めない限り、「著作者人格権（心を守る権利）」は侵せないからです。



著作物が（ある程度）自由に利用できる例

- 著作者がなく、パブリックドメイン化した著作物
- 著作者が許諾した場合（著作者に許諾をもらった場合）
- 著作者が許諾した場合（クリエイティブコモンズetc.）
- 著作権法の権利制限規定（第30条～第47条）



著作者の没後70年が経過したなど、著作者がない著作物を「パブリックドメイン」と呼びます。



著作物が（ある程度）自由に利用できる例

- 著作者がなく、パブリックドメイン化した著作物
- 著作者が許諾した場合（著作者に許諾をもらった場合）
- 著作者が許諾した場合（クリエイティブコモンズetc.）
- 著作権法の権利制限規定（第30条～第47条）



著作者が「〇〇に限り自由に使って良いよ」と部分的に許諾するケースもあります。



著作物が（ある程度）自由に利用

- 著者がなく、パブリックドメイン
- 著者が許諾した場合（例）
- 著者が許諾した場合（例）
- 著作権法の権利制限規定



著作物が（ある程度）自由に利用



ご利用規定

当サイトで配布している素材は規約の範囲内であれば、個人、法人、商用、非商用問わず無料でご利用頂けます。「よくあるご質問」に詳しく記載しておりますのでご利用の前に一度ご確認ください。

当サイトのイラストは以下の場合、ご利用をお断りします。

- 公序良俗に反する目的での利用
- 素材のイメージを損なうような攻撃的・差別的・性的・過激な利用
- 反社会的勢力や違法行為に関わる利用
- 素材自体をコンテンツ・商品として再配布・販売
(LINEクリエイターズスタンプ等も含まれます)
- その他著作者が不適切と判断した場合

以下の場合、有償にて対応させていただきます。メニューの「お問合せ」からご連絡下さい。

- 素材を21点以上使った商用デザイン（重複はまとめて1点）
- 素材の高解像度データの作成（高解像度イラストのサンプル）

著作権

当サイトの素材は無料でお使い頂けますが、著作権は放棄しておりません。全ての素材の著作権は私みふねたかしが所有します。

素材は規約の範囲内であれば自由に編集や加工をすることができます。ただし加工の有無、または



著作物が（ある程度）自由に利用できる例

- 著作者がなく、パブリックドメイン化した著作物
- 著作者が許諾した場合（著作者に許諾をもらった場合）
- 著作者が許諾した場合（クリエイティブコモンズetc.）
- 著作権法の権利制限規定（第30条～第47条）

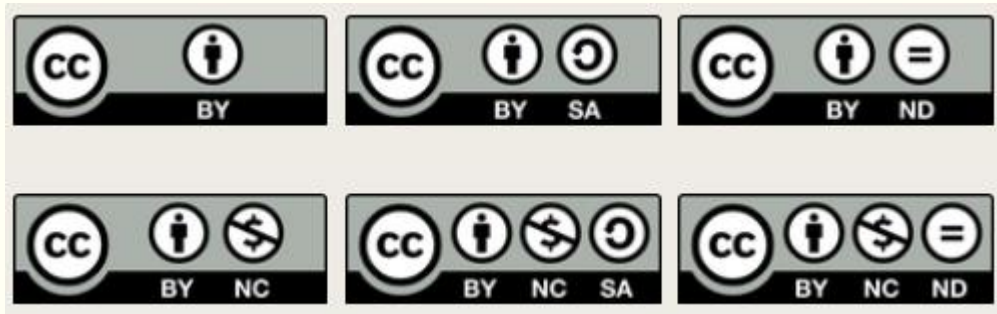


許諾は、許諾を取る方だけでなく、
許諾したり断ったりする著作者側も大変です。



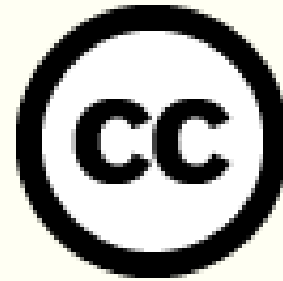
著作物の許諾を表すマーク

■ 著作者が許諾した場合（クリエイティブコモンズetc.）



クリエイティブコモンズ

国際非営利組織クリエイティブコモンズ



CC0





自由利用マーク
文化庁



これ以外にも「GNU GPL (General Public License)」
「同人マーク」など色々なマークがあります。



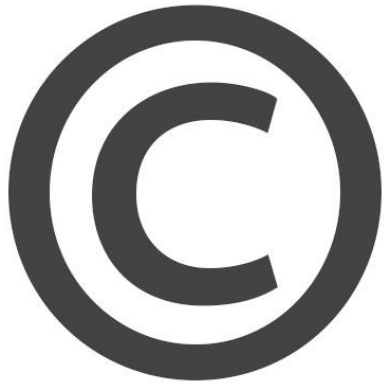
File / Name	License
20201127001	
 20201127001 (565.89KB) [8 downloads]	Creative Commons : 表示 - 非営利 - 改変 禁止



アイテムタイプ	その他 / Others
言語	日本語
キーワード	三館連携 津山モデル
著者	二宮 敦 / ニノミヤ ツトム
内容記述	2008年に開始した、美作大学図書館と津山高専図書館、津山市立図書館の三図書館を中心とした連携「津山モデル」について、その成り立ちと現状を概観する。
雑誌名	2020年度（第50回）私立大学図書館協会西地区部会中国・四国地区研究会報告書
巻	50
ページ	3 - 17
発行年	2020



著作物の許諾を表すマーク



著作権マーク

これは、方式主義（個々に申請しないと著作権が付与されない）の国に対して、著作権の存在を主張するためのマーク（なので、国内しか流通しないものにはつける必要性がないと言える）



「方式主義」の逆は「無方式主義」です。日本など、約180ヶ国がベルヌ条約に加盟し無方式主義です。



著作物が（ある程度）自由に利用できる例

- 著作者がなく、パブリックドメイン化した著作物
- 著作者が許諾した場合（著作者に許諾をもらった場合）
- 著作者が許諾した場合（クリエイティブコモンズetc.）
- 著作権法の権利制限規定（例外規定）

（第30条～第47条）



「権利制限規定（例外規定）」は、著作物を使うすべての人にとって、間違いなく一番重要な条文です。



著作権の権利制限規定（例外規定）

- 著作権を侵害しても著作権法違反とはならない場合（例外）があり、権利制限規定（例外規定）と呼ぶ
- 権利制限規定（例外規定）は、著作権法の厳密な運用をすることで、著作物の公正で円滑な利用が妨げられ、文化の発展を阻害しかねないため存在している
→ 社会の混乱を避け、円滑に進めるために存在している



なんぴとたりとも
俺様の著作物は
使わせないのじゃ！

著

イラスト

小説

写真

イラスト

プログラム

踊り

著作者

著作者の権利が強すぎると…
→文化が発展しなくなる
→社会が回らなくなる

許諾して
くれないねー。

あの著作物
使いたいねー。

利用者

利用者



あれ？
俺様の著作物が
使われてる!?



使えるぞ
使えるぞ。

使おう
使おう。



この部分が
権利制限規定
(例外規定)



著作権の権利制限規定（例外規定）

- 私的利用のための複製
- 図書館での複製
- 引用
- 教育機関における複製等
- 営利を目的としない上映等
- 試験問題のための複製等

等々

著作権者の権利を守るといっても、
こういった利用ができないと社会が
混乱しますよね？

そのために、第30条～第47条
(今後も追加があるはず) の
例外が定められているのです。



権利制限規定（例外規定）①私的利用のための複製

- 個人的又は家庭内、これに準ずる限られた範囲で娯楽や勉強目的で使うために、使用する本人が、複製（コピー・写真撮影・録画録音など）ができる
- コピーガード(プロテクト)を解除しての複製は対象外
- 2020年1月より、ネット上で違法配信されたコンテンツを、違法と知りながらダウンロードする行為は対象外となった
（「分量が軽微なもの」「著作者の利益に影響を及ぼさないもの」等は除く）



権利制限規定（例外規定）②図書館での複製

- 図書館が利用者の求めに応じて行う複製（コピー）は、一定の条件下で認められている
- 公共図書館、大学図書館、高専図書館等は可能だが、小中高の学校図書館では認められていない
- 図書館での複製の主な注意点
 - 1) 研究目的
 - 2) 一人一部
 - 3) 著作物の一部分もしくは発行後相当期間が経過したもの（図書は購入困難な状態/雑誌は次号刊行後もしくは3ヶ月後）



権利制限規定（例外規定）③引用

- 公表された著作物は、引用して利用することができる
- 「公正な慣行に合致するもの」であり、かつ、「引用の目的上正当な範囲内」でなければならない。
- 引用の主な注意点
 - 1) 公表済である
 - 2) 引用部分を明示
 - 3) 出典を明示
 - 4) 引用する必然性がある
 - 5) 改変不可
 - 6) 本体との主従（分量）



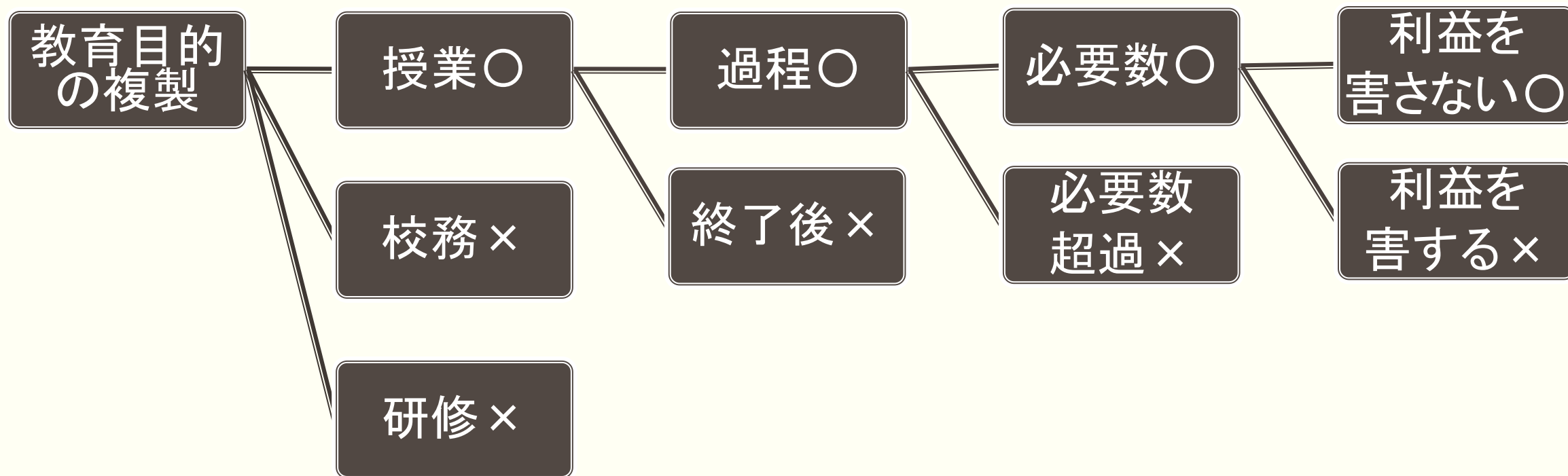
権利制限規定（例外規定）④教育機関における複製等

- 教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。
- ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び様態に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。



権利制限規定（例外規定）④教育機関における複製等

■ 教育機関における複製の判断基準フロー



「著作権者の利益を不当に害する」とは？

- 著作権法に明確な基準はない
- 「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」に具体例がある
 - ・ その教室で使用されていない検定教科書・教師用指導書
 - ・ 高等教育（大学等）の教科書として利用される図書
 - ・ 参考書、問題集、ドリル、白地図、教材として使われる楽譜
 - ・ 大学等の大教室での利用（二宮補足：前項に「50名程度を目安」との表現あり）
 - ・ 大部分を複製する場合



権利制限規定（例外規定）⑤営利を目的としない上映等

- 公表された著作物は、以下の3条件を満たせば、上演・演奏・朗読することができる
 - 1) 営利目的ではない
 - 2) 入場料が無料
 - 3) 出演者に出演料を払わない
- ④とは別の例外規定（教育機関に限らない）



おわりに

- 著作権を十分理解したうえで、
有効に著作物を活用しましょう。
- (学生の) 著作物・著作者を守ろうとする
態度を育てましょう。
→教職員の姿勢が、学生の姿勢を育てる



ご清聴ありがとうございました。

